

議第220号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成25年11月26日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額	747,919円	
事故の概要	種別	道路の側溝への転落事故
	発生年月日	平成25年1月18日
	被害者	
	損害の程度	頭部及び胸部の打撲並びに右第5肋骨骨折

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。